「清里の森」自然保護協定のうち
増改築・修繕に当たって
特にご注意いただきたい点

建物の高さは**13メートル以下。**2階建て以下で

建物の屋根及び外壁の色は、
「清里の森」の自然景観に違和感を与えないよう
白色系統、灰色系統、茶色系統の色のみとなります
※　これら以外の色はアクセントカラーとして全壁面の
２０％以下としてください

建物敷地や駐車場として開発できる（開発率）のは
区画面積の25％以内です。

建ぺい率は、**20％以内**で
建物の数は、**1区画**につき**1棟**です。
（大型区画は１区画１棟の制限はありません）

浄化槽の能力は**BOD：10PPM以下**とし、
浄化槽の機能を保つため、
メンテナンス会社と**保守管理契約**を結んでください。
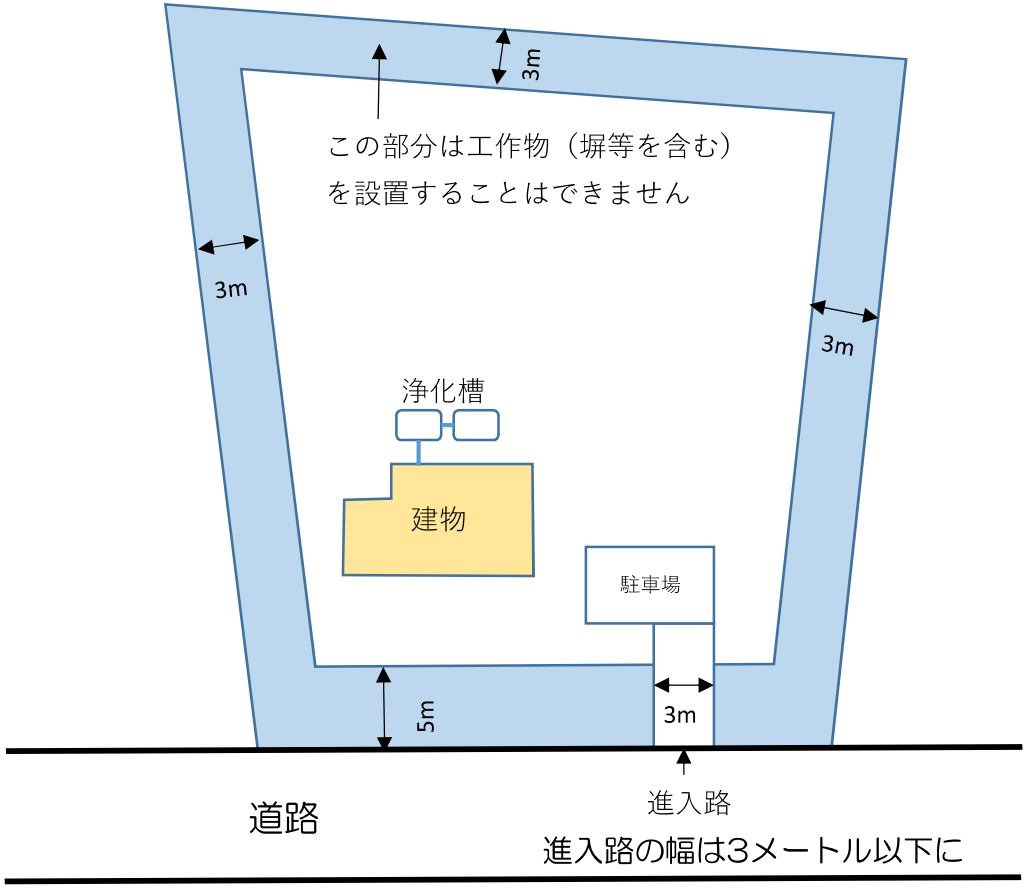
道路境界から**5メートル**、隣地境界から**3メートル**は、
工作物を作ることはできません
進入路の幅は、**3メートル以下**としてください
（道路からの視線をさえぎり、近隣に騒音などで迷惑を掛けないように）